

安定した介護保険の運用を可能にするための対策を求める 意見書

介護保険制度の創設以降、川崎市においてもその利用者数の増加に伴い、保険給付費も増加の一途をたどっており、その財源の一部を担っている第1号被保険者の介護保険料についても、水準の上昇が余儀なくされてきたところである。

こうした中、平成23年6月22日に公布された介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律では、国、都道府県、市町村それぞれが3分の1ずつを負担して都道府県に設置している介護保険財政安定化基金を、都道府県の判断で一部を取り崩し、さらに、その3分の1に相当する額を市町村に交付することで、第1号被保険者の介護保険料の負担軽減を図ることができることとされた。

また、都道府県においては、取り崩した額の3分の1に相当する額を介護保険に関する事業に要する経費に充てるよう努めるものとされているが、これについては、市町村に対する交付金として介護保険料の軽減に活用することが可能である旨の国の見解が示されたところである。

しかしながら、介護保険財政安定化基金を取り崩すことによって、当面の介護保険料の負担軽減を図れるとしても、今後の保険給付費の増加の状況などによっては、介護保険財政の安定性及び継続性が懸念されるところである。

よって、国におかれては、介護保険財政安定化基金の取崩しにより、将来的に基金の残高が不足するような事態に備えて、次期介護保険事業計画以後も安定した介護保険の運用を可能にするための対策を講ぜられるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月15日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

厚生労働大臣